



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 フランソロピー佐久
- 3 代表者の氏名
鈴木 光 博
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市中込1丁目20番地9号 柳沢ビル1F
- 5 定款に記載された目的

本法人は理念及び問題意識を共有する会員相互の協力により、幅広い分野で調査研究および行政から受託した非営利業務を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力を行い、次世代人材の育成を推進し、もって、生きる力を育む教育・福祉、健全な町づくり、環境の保全、地域安全、地域住民主体の市民社会作り等の公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グリーン・ピープル

3 代表者の氏名

岩 下 実

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字中込字曲坂3611-170番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・子ども等の社会的弱者を含むすべての人々が安心して住むことのできる家づくりや、助け合いながら暮らすまちづくりに関する事業を行い、よって誰にでも優しい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 お仕事チーム
- 3 代表者の氏名
江村喜明
- 4 主たる事務所の所在地
北佐久郡御代田町大字塩野895番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、また社会体験の場が限られた人たちに対して、協働での仕事づくりとそのための支援活動、また社会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援する仕組みづくり・組織づくりをし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

県営草越地区土地改良事業計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営草越地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年6月21日から7月18日まで
- 3 縦覧の場所
北佐久郡軽井沢町役場
北佐久郡御代田町役場

土地改良課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム塩尻店
塩尻市広丘高出1575ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
（株）カインズ
群馬県高崎市高関町380

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
353台	534台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

変更前	変更後
10	14

(3) 駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成15年1月22日
- 5 届出年月日
平成14年5月21日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年6月20日から平成14年10月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ吉田店

長野市吉田4-3-21ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

- 4 変更する年月日
平成14年6月1日
- 5 届出年月日
平成14年5月17日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年6月20日から平成14年10月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ三輪店
長野市三輪5-43-21ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
(株)マツヤ	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前1時

4 変更する年月日

平成14年6月1日

5 届出年月日

平成14年5月17日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年6月20日から平成14年10月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド川中島店

長野市金井田177ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

酒井忠行

長野市川中島町御厨1775

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
186台	100台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

変更前	変更後
16	10

(3) 駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成15年1月17日

5 届出年月日

平成14年5月16日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年6月20日から平成14年10月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）

様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら&ニシザワショッピングタウン
松本市大字芳川小屋1006ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
塩 原 孝 康
松本市大字芳川野溝714
(株)ニシザワ
伊那市大字伊那部字日影435-1
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成13年11月22日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により松本市から聴取した意見の概要
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要
(1) 閉店時刻を変更前の時間に戻すこと。
(2) 閉店後は、駐車場の出入口を完全に閉鎖すること。
(3) 青少年の非行防止対策として、青少年に対する風紀及び指導に注意を払うこと。
- 6 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年6月20日から平成14年7月22日まで

産 業 振 興 課

○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 落札に係る役務
工事事務管理システム改良業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県土木部監理課技術管理室
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成14年5月15日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 日本電気株式会社 長野支店
 - (2) 所在地 長野市上千歳町1137-23
- 5 落札金額
191,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成14年4月4日

監理課技術管理室

○公 告

平成14年6月11日、上伊那郡高遠町による鍛冶村地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月20日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

土地改良課

○公 告

平成14年6月11日、上伊那郡辰野町による中井鳥居沢地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月20日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

土地改良課

○公 告

平成14年6月11日、上伊那郡高遠町による勝間地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年6月20日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

土地改良課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年6月20日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社泰斗設備工業	長野市三輪一丁目24番地11	平成14年6月13日
幸陽設備	長野市穂保884	平成14年6月13日
有限会社長野メカニズム	長野市大字柳原2362番地23	平成14年6月13日

水 道 課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の休止の届出があった。

平成14年6月20日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
三起設備株式会社	下高井郡山ノ内町大字平穩 4223番地7	平成14年5月31日

水 道 課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出があった。

平成14年6月20日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	廃止年月日
信濃管鐵株式会社	長野市大字栗田字舍利田653番地	平成14年2月5日
株式会社前田鉄工所	長野市吉田4丁目14番8号	平成14年5月11日

水 道 課